

自転車損害賠償責任保険等への加入促進に関する標準条例

(趣旨)

第1条 この条例は、近年、自転車利用者が加害者となる事故の損害賠償において、加害者側に高額な賠償命令が出ていることに鑑み、被害者救済の観点から、自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図るため、自転車損害賠償責任保険等への加入の義務づけ等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において「自転車損害賠償責任保険等」とは、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。

(自転車損害賠償責任保険等への加入等)

第3条 次の各号に掲げる者は、それぞれ自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

一 自転車を利用する者（未成年者を除く。）

自転車を利用する者（未成年者を除く）は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車を利用する者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

二 未成年者を監護する保護者

未成年者を監護する保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

三 事業者

事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

四 自転車の貸付けを業とする者

自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付事業者」という。）は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでない。

（自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等）

第4条 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償責任保険等に参加していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、その従業者のうちに、通常の通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該従業者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

5 自転車貸付事業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

（情報の提供等）

第5条 県（都、道、府又は政令市）は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者、その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校等の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。